

議案第 68 号

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱の一部改正案

令和 5 年 9 月 26 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

中学校の再編に伴い、統合により新たに生じる学用品購入に係る保護者負担への支援を実施するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱（令和2年教育委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大野市立学校再編支援事業補助金 交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>大野市立学校</u>の再編を円滑に進めるため、<u>大野市立学校</u>再編支援事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 小学校の統合を行う年度（以下「<u>小学校統合年度</u>」という。）の前年度において、当該統合</p>	<p>大野市小学校再編支援事業補助金 交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>大野市立小学校</u>の再編を円滑に進めるため、<u>大野市小学校</u>再編支援事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 小学校の統合を行う年度（以下「<u>統合年度</u>」という。）の前年度において、当該統合により廃止</p>

<p>により廃止する小学校に在籍する児童をいう。</p> <p>(2) <u>生徒 中学校の統合を行う年度（以下「中学校統合年度」という。）の前年度において、当該統合により廃止する中学校に在籍する生徒をいう。</u></p> <p>(3) <u>学用品購入等支援事業（以下「支援事業」という。） 小学校又は中学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた児童又は生徒の学用品の購入及び統合先の小学校における修学旅行への児童の参加に対し市が支援する事業をいう。</u></p> <p>(4) <u>小学校統合記念事業（以下「記念事業」という。） 小学校の統合に伴い、統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等で構成される団体が、当該小学校の統合記念を目的として実施する事業をいう。</u></p> <p>（補助金の交付回数）</p> <p>第12条 支援事業に係る補助金の交付は、別表2に定める1の細区分において<u>児童又は生徒</u>1人につき1回限りとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>する小学校に在籍する児童をいう。</p> <p>(2) <u>学用品購入等支援事業（以下「支援事業」という。） 小学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた児童の学用品の購入及び統合先の小学校における修学旅行への児童の参加に対し市が支援する事業をいう。</u></p> <p>(3) <u>小学校統合記念事業（以下「記念事業」という。） 小学校の統合に伴い、統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等で構成される団体が、当該小学校の統合記念を目的として実施する事業をいう。</u></p> <p>（補助金の交付回数）</p> <p>第12条 支援事業に係る補助金の交付は、別表2に定める1の細区分において<u>児童</u>1人につき1回限りとする。</p> <p>2 （略）</p>
--	--

別表1を別紙のように改める。

別表2を別紙のように改める。

様式第1号から第4号までを別紙のとおり改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表 1（第 3 条 関係）

区分	事業の内容及び補助対象経費
学用品購入等支援事業	<p>(1) 学用品購入支援 小学校又は中学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた統合先の小学校又は中学校が指定する体操服等の学用品の購入に係る経費</p> <p>(2) 修学旅行参加支援 小学校の統合に伴い、児童が統合先の小学校において、2 度目の修学旅行に参加するための経費のうち保護者が負担する経費</p>
小学校統合記念事業	<p>(1) 統合記念イベント実施 小学校の統合を記念するイベントの実施に係る経費（飲食に係る経費を除く。）</p> <p>(2) 統合記念誌発行 小学校の統合を記念する書籍の発行に係る経費</p> <p>(3) 統合記念碑製作 小学校の統合を記念する記念碑の製作、設置及び除幕式に係る経費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>

別表 2（第 4 条、第 5 条 関係）

区分	細区分	補助対象者	補助率
学用品購入等支援事業	学用品購入支援	小学校統合年度に 2 年生又は 6 年生になる児童の保護者	10 分の 10
		小学校統合年度に 3 年生、4 年生又は 5 年生になる児童の保護者	2 分の 1
		中学校統合年度に 2 年生又は 3 年生になる生徒の保護者	10 分の 10
	修学旅行参加支援	統合先の小学校の修学旅行に参加する児童の保護者	10 分の 10
小学校統合記念事業	統合記念イベント実施	統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等が、小学校統	2 分の 1
	統合記念誌発行		

統合記念碑製作	合記念事業を実施するために設
その他市長が必要と認める経費	立した団体で市長が認めるもの

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )

学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書

学用品購入等支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市立学校再編支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

- 1 事業の内容 学用品購入等支援事業 ( ) 支援)
- 2 補助金交付申請額兼請求額 円
- 3 補助対象となる児童又は生徒の氏名
- 4 補助金の振込先

金融機関名	( ) 支店	預金種類	普通・当座
口座番号	(フリガナ)		
	口座名義		

- 5 添付書類
  - (1) 補助金額内訳書
  - (2) 領収書又は請求書の写し
  - (3) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大野市指令 第 号

住所

氏名

学用品購入等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった学用品購入等支援事業補助金について、大野市立学校再編支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 補助金は、申請書に記載の振込先に振り込む。
- 4 大野市立学校再編支援事業補助金交付要綱第11条に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。



様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

所在地

団体名

代表者名

小学校統合記念事業認定申請書

大野市立学校再編支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり小学校統合記念事業の認定を申請します。

記

1 事業名 小学校統合記念事業

2 事業目的

3 事業費 総額 円

4 事業の内容

- (1) 統合記念イベント実施
- (2) 統合記念誌発行
- (3) 統合記念碑製作
- (4) その他市長が必要と認める経費

5 添付書類

- (1) 構成員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

大野市長 印

小学校統合記念事業認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました小学校統合記念事業について、大野市立学校再編支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり認定します。

記

1 事業名 小学校統合記念事業

2 事業の内容

- (1) 統合記念イベント実施
- (2) 統合記念誌発行
- (3) 統合記念碑製作
- (4) その他市長が必要と認める経費

3 認定額（補助対象経費） 金 円